

会議録

令和7年度 第1回藤沢市子ども・子育て会議

開催日時 2025年（令和7年）8月18日（月）10：02～12：04

開催場所 藤沢市役所本庁舎7階 7-1会議室

出席者 委員23名（うち、職員1名）

瀧谷委員長、金子委員、齋藤委員、奈良岡委員、森委員、田淵委員、
和田委員、亀山委員、松崎委員、成田委員、三ツ橋委員、
坂本（結）委員、寶川委員、井本委員、杉山委員、野際委員、石川委員、
小沼委員、坂本（陽）委員、高見委員、田中委員、林委員、三ツ井委員
事務局28名

子ども総務課（杉田参事、田渕主幹、天川課長補佐、佐々木課長補佐、
橋本主任、齊藤職員）

こども家庭センター（越川センター長、鶴井主幹、大庭センター長補佐、
山中センター長補佐、金子センター長補佐）

親子すこやか課（原田課長、中村主幹、上林課長補佐、佐藤課長補佐、
村田課長補佐）

保育課（高田参事、作井主幹、田遠主幹、山中課長補佐、小鈴課長補佐、
小峰課長補佐）

子育て給付課（寒河江課長、坪井課長補佐、柏木課長補佐）

青少年課（倉本課長、西崎課長補佐、小澤課長補佐）

欠席者 委員1名

内 容

- 1 委嘱状交付（机上配布）及び委員挨拶
- 2 開会
- 3 「藤沢市子ども・子育て会議」について

4 正副委員長の選出

5 議 事

(1) 「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」について

ア 第5章における掲載事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）令和6年度の取組について

イ 第4章における掲載事業（113事業）令和6年度取組について

(2) 「藤沢市子ども共育計画」について

ア 第4章における掲載事業（100事業）令和6年度取組について

イ 指標としての「子どもの居場所」の箇所数について

(3) 「藤沢市子ども・若者共育計画」について

ア 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

(4) 「藤沢市子ども・子育て会議」部会の設置について

6 その他

1 委嘱状交付（机上配布）及び委員挨拶

○事務局（子ども総務課）

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は藤沢市子ども総務課、田渕と申します。よろしくお願ひいたします。

会議の開催に先立ちまして、委嘱状を交付させていただきます。本来でしたら鈴木市長から交付させていただくところですけれども、他の公務と重なっていること、また委員の皆様からのご挨拶ですか議事についてご議論をいただく時間をおとりするため、机上配布にて委嘱状の交付とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

また、本日は初めての顔合わせとなりますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。委員の番号の順番にマイクをお渡しいたしますので、お名前と、所属等がございましたら所属等と役職、またご自身のご活動について、1分程度でお話しいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に配布しました名簿の順番で、委員番号1番の金子委員からお願ひをいたします。

○金子委員

藤沢市青少年指導員協議会会長の金子と申します。藤沢には地区が14地区ございまして、その中から各16名選出して市長や知事から委嘱を受けた指導員で活動しております。ふだんは各地区で子ども向けのイベントとか、地域や学校のお祭りなどに参加させていただいて、子どもたちと一緒に楽しんでおります。あと、地域のパトロールを行っております。直接子どもたちとかかわるのはそういった場ですが、指導員協議会としましては、指導員のスキルアップのために講演会などを開いて研修を行っております。地道な活動をこつこつ積み上げて、子どもたちに寄り添いながら、子どもたちの様子を見守っていくように活動しております。この場も私もまだまだ勉強不足でどれぐらいお力添えができるかわからないのですけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○齋藤委員

株式会社ストーブカンパニーの齋藤と申します。市内でよっぱ保育園というブランドで保育園を運営しておりますが、認可保育園を2園、小規模保育事業を3園、企業主導型保育園を2園、合計7園を、湘南台地区と藤沢の駅周辺の地区で運営しています。2年ぐらい前から湘南台のよっぱ保育園で子ども食堂なども毎週開催しております、地域の方にたくさん利用していただいているような活動も行っています。

実は4期目になります、もうそろそろ顔ぶれ的にどうなんだみたいな話もあったのかなとは思うのですけれども、いろいろおもしろい取り組みもありそうなので、また今回参加させていただくことになりました。皆様よろしくお願ひいたします。

○奈良岡委員

藤沢市民間保育園園長会の御所見愛児園、奈良岡と申します。こちらには社会福祉法人の園の中の園長会から代表で参りました。4期目という先輩の後で緊張しておりますが、この会議は初めてでございます。この場でのご意見等を園長会にも反映させていただき、一緒に努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○森委員

公益財団法人藤沢市みらい創造財団の青少年事業部長をしております森と申します。みらい創造財団は、スポーツ、芸術分野、そして私ども青少年部門と大きく3つに分かれております。私どもは藤沢市の子どもたち、青少年健全育成を大柱のもとに活動を行っております。事業の内容は多岐にわたりますが、子どもたちはリーダースクールですとか、はたちのつどいですとか、青少年会館を始めとした青少年施設の運営、また、藤沢市では今55の児童クラブを運営しておりますので、昨年度と引き続きになりますが、どうぞよ

ろしくお願ひいたします。

○田淵委員

特定非営利活動法人藤沢市私立幼稚園協会から参りましたもみじ幼稚園園長の田淵と申します。藤沢市私立幼稚園協会の中で、市内の幼稚園が29あります、そこから代表として今回ここに参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○和田委員

藤沢市立小学校長会の代表として参加させていただきます秋葉台小学校校長の和田と申します。藤沢市内には35の小学校と1養護学校がございます。校長会でもこの会議で出たご意見等々をぜひ共有させていただいて反映させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○亀山委員

藤沢市立中学校長会より参りました村岡中学校校長の亀山と申します。中学校は市内19校、白浜養護学校1校を合わせて20校から成っております。中学生ですので、ここの議題にあるように、居場所というところでも大きくかかわってきて、皆様には日ごろよりお世話になっております。また何かございましたら、中学校にもご意見を寄せていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○松崎委員

県立学校長会議の鎌倉・湘南地区会議よりということで、藤沢市内の県立高校は、湘南、藤沢西、藤沢工科、藤沢清流、藤沢総合、湘南台と6校ありますが、前任の湘南高校の田中校長よりかわりまして、藤沢総合高等学校の校長の松崎と申します。たまたまですけれども、私、結婚してから30以降は横浜市内ですが、それまで湘南台小学校、長後中学校、湘南高校で、地元出身ということで、非常に親しみを持っております。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○成田委員

藤沢市民生委員児童委員協議会から参りました成田玲子と申します。日ごろは辻堂西地区で主任児童委員をしておりまして現在3期目で9年目ですが、まだまだわからないことがありますので、勉強させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○三ツ橋委員

先月、7月1日から藤沢商工会議所の理事の三ツ橋と申します。会議所の業務は地域経済の振興が大きな目的ではございますが、それ以外にもさまざまなイベントを行っている

ところです。大きなイベントとしますと、先月末に開催した遊行の盆というお祭りを、今回で18回目を開催することができました。夏になりますと、自治会とか商店会などを中心に、過去にはいろいろな盆踊り大会等が実施されてきたところではございますが、それがなくなってきたということで寂しい思いをしているところでございます。子どもたちにはそういった盆踊りを継承してぜひ参加していただきて、日本の風物を知っていただきたいということで続けているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○坂本（結）委員

神奈川県弁護士会から参りました湘南茅ヶ崎法律事務所の弁護士の坂本と申します。神奈川県弁護士会には子どもの権利に関する委員会がございまして、その中には3つの部会があります。1つは、付添人部会といって、主に少年事件を起こしてしまった少年の弁護をする会、次に、学校部会といって、主に1名担当の、第三者委員として調査をするようなものを育てるという委員会です。最後にありますのが福祉部会といいまして、主に児童相談所に入っているお子さんの権利擁護のために代理人となったりするものでございます。私は福祉部会と学校部会に所属しております、福祉部会から派遣されてまいりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○澁谷委員

名簿の13番、関東学院大学社会学部で教鞭をとっております澁谷と申します。研究領域としては、地域とか学校等の関係機関の中で気になる子とか、心配な子たちの福祉、日々の生活をどんなふうに支援したらいいのかなというところでさまざまな研究をしております。少しでもお役に立てるところがあればと思って参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○寶川委員

鎌倉女子大学の寶川です。私は乳幼児精神保健という分野が専門ですが、周産期からの母子の支援とか、産後の特に新生児から始まった子どもの支援等に携わっております。近ごろは、それにつながりまして、保育所等で最近発生している虐待とか、不適切な保育等へのいろいろな対応とか、その後の施設の立て直しとか相談、園長の支援等も行っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉山委員

神奈川県中央児童相談所所長の杉山といいます。日ごろ児童相談所にかかる業務にいろいろとご支援、ご理解をいただき、ありがとうございます。この場をかりてお礼申し上

げます。

児童相談所は子どものさまざまな問題等を取り扱っておりますが、ここのところ児童虐待が大変多い状況にあります。令和6年度は政令市を除く神奈川県域の児童相談所6つ全てのところで8023件の取り扱いがありました。そのうちで中央児童相談所は、藤沢、茅ヶ崎、寒川を管轄しておりますが、その数字が2054件になっております。そのうち藤沢市が1084件の取り扱いがあり、約半数は藤沢市の取り扱いという形になっております。児童相談所だけで対応できる問題ではありませんので、皆様と連携し、今後も対応したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○野際委員

藤沢市みその台にあります社会福祉法人みその御園子供の家の施設長をしております野際でございます。私たち社会福祉法人みそのは全国20カ所以上で社会福祉を営んでおります。その中で、法人本部が藤沢市にございまして、社会福祉中心でやっております。藤沢市からも子育て短期支援事業をさせていただいておりまして、地域に根づいた社会福祉を考えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○石川委員

市民公募委員の若者枠の選出で参加させていただきました石川和花と申します。慶應義塾大学のSFCの学生です。こういう場が初めてなので、どういう格好で来ればいいかわからなくて、ラフな格好で来てしました。ふだんは子どもたちの好奇心を育てるような塾で、プロジェクト型の探求学習室でアルバイトをしております。そこで子どもたちの興味とか好奇心に触れて、自分も興味を持っていまして、そういう子どもの目線とかにもふだんからかかりわりを持っているので、若者目線を皆さんと一緒に共有できたらなと思います。よろしくお願ひします。

○小沼委員

市民公募委員の小沼陽子と申します。私は前期もやらせていただいております。個人的にはうちの息子が不登校になったことで、私もいろいろと考え方とか価値観が変わって、フルタイムの仕事をやめて、今はNPO法人優タウンという不登校の子どもたちの活動の場をつくるとか、親御さんのための親の会をやったり、そういったことを7~8年続けております。その中で、最近では、不登校を経験した若者たちが一緒に活動してくれることがかなりふえてきて、そういう経験とか現場の状況などをうまく共有させていただいて、何かお役に立てたらいいなと思って、今期も手を挙げさせていただきました。よろ

しくお願いいいたします。

○高見委員

市民公募委員から来た高見と申します。ふだんは長後でN P O 法人ことりのおうちとして、保護活動とか子どもの居場所づくりをやっております。一番大きい活動が、長後こども食堂という名前で、今、市内で11回ぐらい、1カ月に1000人ぐらい対応しています。そういうことをやりながら、空き家を使って藤沢こどもハウスを運営したり、藤沢こども包括サポートセンターを独自で運営したりして、地域の子どものサポート活動をしています。初めての参加なので、よろしくお願ひいたします。

○田中委員

田中と申します。市民公募委員で今回初めて参加させていただきました。ふだんは2人の小学生の母親をしております。2年前に上の子どもの学童保育の不承認を経験しまして、今は仲間と、同じように学童保育に入れなかった保護者と一緒に、私たちの子どもが通っている新林小学校地区で、子どもの地域の居場所、「nico 川名」というものを行っておりまます。そこに来ている子どもたちは小学生がメインになるのですが、ふだんその子たちが居場所に来て、学校のこととかお家のこととかいろいろ話しているのを聞いていて、やはり地元は好きになってもらいたいなということもあり、子どもたちが地域から藤沢市、神奈川県と広いところに旅立っていく中で、郷土愛が子どもたちの中で芽生えたらいいなということを考えて今回参加させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○林委員

市民公募委員としてこのたびより参加させていただきます林薰と申します。昨年度まで藤沢市の認可保育園で園長を務めさせていただいておりましたので、その節は保育課の皆様にも大変お世話になりました。ありがとうございました。

今年度、一市民として、今後の子育てというか、0歳児がどんどん減っていってしまって、大変な日本の未来になっていくのではないかととても危惧しているのですけれども、そういう面とか、いろいろ資料をいただきて、再度というか、1からまたお勉強させていただく機会を得られたらなと思って、市民の1人として何か貢献させていただくことができればと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○三ツ井委員

名簿順ですと、一番最後にあります、市職員としてということで、子ども青少年部長を務めております三ツ井と申します。本日は、皆様、お集まりいただきまして、ありがとうございます

ございます。私どもの所管は子ども・子育てに関する全般的な分野を所管している部局になるのですが、今年度で言いますと、4月から親子すこやか課という新しい課ができました。母子保健を領域としている課が、以前は保健所のほうの健康医療部の中にあった健康づくり課から分かれて、母子保健の分野を子ども青少年部の中に組み入れるという形で、妊娠時期からずっと続く子育てというものについて、子ども青少年部で一貫して所管していくという体制になりました。

こうした体制上の変更もありながら、今年度、私自身は3年目を迎えることになりましたので、引き続き皆様の多角的なご意見をいただけたことが大変勉強になり、あるいは今後の施策に生かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（子ども総務課）

なお、本日、会場とは別に、オンラインでお二方の委員がご出席されておりますので、まず、名簿ナンバー15番の井本委員からご挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○井本委員

湘南助産師会の井本園江と申します。ZOOMで失礼いたします。湘南助産師会はアウトリーチの産後ケアなどで藤沢市のお仕事をさせていただいています。個人的には井本助産院をやっておりまして、母乳相談をしている助産師です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（子ども総務課）

最後に、名簿ナンバー20番の坂本陽香委員、お願ひいたします。

○坂本（陽）委員

市民委員の坂本陽香と申します。慶應義塾大学総合政策学部の3年生の学生をしております。今回が2期目になります。現在は大学では、小学校、幼稚園のボランティアをさせていただきながら、探求学習などの研究をしております。今は大学を休学して、山口県の美祢市という本当に小さな市で、地域おこし協力隊として、美祢市内の小学校と中学校で探求学習の授業をさせていただく活動をしております。なので、オンラインでの参加が多くなってしまうかもしれないのですけれども、オンラインを通していろいろな意見を共有できたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（子ども総務課）

ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、ぜひさまざまなお立場から活発な意見交換をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日、新体制として初めての会議となりますので、事務局側も自己紹介をさせていただきたいところなのですが、時間の都合上、職員の所属課名のみの紹介とさせていただきたいと思います。お手元に配布した座席表をご覧ください。事務局につきましては、藤沢市子ども青少年部、子ども総務課、こども家庭センター、親子すこやか課、保育課、子育て給付課、青少年課でございます。

2 開 会

○事務局（子ども総務課）

それでは、ただいまから令和7年度第1回藤沢市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

改めまして、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、次第4「正副委員長の選出」のうち、委員長の選出まで事務局で進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の委員の出席状況でございますが、名簿ナンバー11番、鬼塚健自委員から欠席のご連絡をいただきておりますことをご報告いたします。

現時点で委員24名中23名のご出席をいただいていることから、藤沢市子ども・子育て会議条例第7条第2項「会議は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」との条件を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

先ほどご挨拶もありましたとおり、名簿ナンバー15番、井本園江委員、並びに名簿ナンバー20番、坂本陽香委員につきましては、ZOOMでの参加とされております。

手続きまして、本日使用する資料を確認させていただきます。事前にメールにて送付させていただいたものとなります。まず、会議次第、資料1-1、1-2、1-3、1-4、資料2-1、2-2、2-3、資料3-1、3-2、3-3、3-4、資料4-1、4-2、資料5-1、5-2、以上の16点と、皆様にお持ちいただきますよう事前に依頼をさせていただいた資料としまして、新しく委員になられた方は机上に配布させていただいておりますが、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」、「藤沢市子ども共育計画」、「藤沢市子ども・若者共育計画」、「2025年保存版ふじさわ子育てガイド」、「藤沢市役所子ども青少年部紹介パンフレット」の5点の合計21点となります。

不足等がございましたら、事務局にお申し出を願います。資料がかなり多くございまして申しわけございませんが、過不足等ございませんでしょうか。

次に、会議の進行についてですが、会議録の作成を事業者に依頼しておりますことから、速記者が同席をしております。ご発言の際にはお手元のマイクを通じてお願ひをいたします。あわせて、ZOOMでの録画もさせていただいておりますので、ご了承ください。また、本日は委員の一部の方につきましてオンラインでご参加をいただいております。オンライン参加されている委員の皆様につきましては、原則としては音声をオフにして会議にご参加いただくとともに、ご発言の際は音声をオンにした上でご発言をお願いいたします。

最後に、本日の会議の情報公開の取り扱いについてご案内をいたします。本日の会議でございますが、この会議は地方自治法の規定に基づく市の附属機関に位置付けられており、藤沢市情報公開条例第30条の規定においては、会議は公開することとされておりますが、次第5「議事」の（2）のイにつきましては、藤沢市情報公開条例第6条第3号に規定する実施機関内部の審議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるものであることから、同条例第30条第2号の規定に該当するため、非公開としたいと考えております。また、藤沢市審議会等の公開に関する要綱第6条の規定に基づき、会議資料につきましては、資料3-4を非公開としたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○事務局（子ども総務課）

ご異議がございませんので、本日の会議は一部非公開とさせていただきます。

なお、先ほど申し上げました資料3-4につきましては、本日、会議室7-1、この場でご出席いただいている委員におかれましては、委員会終了後に回収させていただきたいと思いますので、お帰りの際は机の上に置いてご退席いただきますようお願いいたします。そのほかの委員の皆様につきましては、令和7年度第2回会議の際に回収させていただきますので、それまでお手元で保管いただき、外部への公表はお控えくださいよう、よろしくお願ひいたします。

現在のところ、傍聴者の状況でございますが、傍聴の申し出はございません。

3 「藤沢市子ども・子育て会議」について

○事務局（子ども総務課）

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、次第3「『藤沢市子ども・子育て会議』について」、本日が、委員改選後、初めての会議となりますので、本審議会の位置

付け等について、事務局からご説明させていただきます。

○事務局（子ども総務課）

子ども総務課の天川より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、お手元の資料1－1をご覧いただければと思います。先ほどお話にもありました
が、今期初めて子ども・子育て会議の委員を務められる方もいらっしゃいますので、改め
て本会議の役割、位置付けといったところについて簡単に説明させていただきます。

1 「子ども・子育て会議委員について」。委嘱状にも記載されておりますが、委員任期
は、この8月1日から、再来年、2027年7月末までの原則として2年間となります。
この全体会議を年に3回から5回予定しております。また、構成メンバーは、先ほど自己
紹介にもありましたが、資料1－2の名簿に詳細が掲載されているとおりでございます。
子ども・子育て支援、学校教育に従事をしている方を初めとして、主任児童委員、事業主
や労働者を代表する方々、学識経験の方、市民代表の方など、さまざまな形で子ども・子
育てにかかわっている方々となりますので、本会議がその連携の場にもなるのかなと思っ
ております。

次に、2「役割・所掌事務」です。

1つ目が、子ども・子育て支援法に規定された内容となります。（1）のア「子ども・
子育て支援事業計画の策定・変更」の部分と、イ「特定教育・保育施設／特定地域型保育
事業」とありますが、これは主に保育所関係の事業になりますし、利用定員の設定がござ
ります。それぞれ保育所等の需要供給に関する計画や、受け入れる子どもたちの定員数に
に関する内容となります。次に、ウ「家庭的保育事業等の認可」です。児童福祉法に規定さ
れている家庭的保育事業等の認可ということで、これは藤沢市の権限となります。その
ことに関する内容です。これらの3点について、本市として皆様の意見を聞かせていただきたい
ということです。

2つ目として、本市の子ども・子育て会議条例に基づく内容ということで、後ほど説明
させていただきますが、新たに策定させていただいた自治体こども計画や本市の子ども・
子育てから、母子事業、教育、就学・就労、地域における子育て支援など、幅広い施策に
についての調査・審議をしていただきます。

最後に、（3）「その他」として、青少年問題に関する内容となっております。青少年問
題協議会で取り扱うもの以外ということで、「一部」と記載させていただいております。
こちらの審議につきましては、審議対象の拡大を含めて、次回以降、また皆様と議論させ

ていただきたいと考えております。

なお、子ども・子育て会議は、藤沢市子ども・子育て支援法に基づきまして、藤沢市子ども・子育て会議条例によって設置を規定している会議になります。その根拠法令とか条例について、今ここでの説明は省かせていただきますが、別途、資料1-3、1-4を参考までに添付させていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。幅広く子ども・子育て支援などに関する施策をよりよいものにするため、皆様のお声を聞くという会になりますので、ご協力いただければと思います。よろしくお願ひをいたします。

雑駁ではありますが、以上で子ども・子育て会議に関する説明となります。

○事務局（子ども総務課）

今、担当から子ども・子育て会議の内容についてのご説明をさせていただきましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

4 正副委員長の選出

○事務局（子ども総務課）

続きまして、次第4「正副委員長の選出」に移ります。

藤沢市子ども・子育て会議条例第6条2項におきまして、「委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める」とこととされております。委員長につきまして、自薦、他薦を問い合わせせんが、ご推薦等はございませんでしょうか。

○森委員

みらい創造財団の森と申します。委員の互選ということですので、僭越ながら私からお願いしたい方がいらっしゃいます。私は、先ほどの自己紹介でも述べさせていただきましたけれども、前任者からの引き継ぎでこの会議に昨年度から参加させていただいております。瀧谷委員長のもとに参加させていただいておりまして、瀧谷委員におかれましては、委員長として会議の議事進行等とても見事に仕切られていらっしゃいました。また現在も関東学院大学の社会学部で教鞭をとられていらっしゃいますので、知識やご経験を豊富にお持ちかと思います。お忙しいとは思いますが、瀧谷委員に引き続き委員長をお願いしたいと思います。

○事務局（子ども総務課）

ありがとうございました。ただいま瀧谷委員を推薦するご発言をいただきましたが、皆

様いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○事務局（子ども総務課）

では、異議なしと捉えさせていただきまして、皆様ご異議がございませんので、瀧谷委員に委員長をお引き受けいただきたいと思います。

それでは、瀧谷委員長からご挨拶をお願いいたします。

○瀧谷委員長

森委員、ご推挙、また皆様にお認めいただきまして、ありがとうございます。前期に引き続きまして、学識経験という立場で参加をいたしたいと思います。つまり、私の考えというよりも、やはり藤沢市でお住まいになっている、あるいはさまざまな活動をされている皆様の声を取りまとめていくところで尽力をしたいと思いますので、ぜひ活発なご議論をお願いできればと思っております。

また、私も4期目になりますので、過去の3期でもさまざまご意見をいただきしており、そのあたりのところも含めて、次の期に橋渡しをしていくところでも十分留意をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。（拍手）

○事務局（子ども総務課）

ありがとうございました。それでは、この後の進行につきましては、瀧谷委員長にお願いをいたしたいと思います。瀧谷委員長、よろしくお願いいいたします。

○瀧谷委員長

それでは、早速進めてまいりますが、藤沢市子ども・子育て会議条例第6条第2項で副委員長も委員の互選とされています。委員長といたしましては、ほかの自治体の子ども・子育て会議での取りまとめ等もご経験いただいており、また私が専門的には弱い小学校就学前の動向や課題等について深い見識をお持ちの寶川委員にお願いできればと考えておりますが、皆様、ご異議ないでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○瀧谷委員長

ありがとうございます。それでは、寶川委員に副委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。（拍手）

では、寶川委員からも一言お願いいいたします。

○寶川委員

このたび副委員長に選出いただきました。どうもありがとうございます。澁谷委員長をサポートできるように努力してまいりたいと思います。また藤沢市の子ども・子育てがよりよくなるためにも努力していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(拍手)

5 議 事

(1) 「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」について

ア 第5章における掲載事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）令和6年度の取組について

イ 第4章における掲載事業（113事業）令和6年度の取組について

○澁谷委員長

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進行させていただきます。

まず、議事（1）「『第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画』について」、ア「第5章における掲載事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）令和6年度の取組について」、イ「第4章における掲載事業（113事業）令和6年度の取組について」、こちらを続けて事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

それでは、ご説明させていただきます。資料2-1「『第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画』について」をご覧いただければと思います。冊子としましては、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」という青い冊子となります。

まず、本会議において議事の対象となっている計画についてですが、（1）にお示しているとおり、令和2年度から昨年度、令和6年度までを計画期間として進められた計画となっています。

次に、（2）です。先ほど資料1-1「『藤沢市子ども・子育て会議』について」の中で、子ども・子育て支援法において本会議で策定や変更の際にご意見をお聞きするものとご説明しました。子ども・子育て支援事業計画として策定させていただいている部分が、まず計画の1番の位置付けとなります。内容の部分に関しましては、まさに子ども・子育て支援事業についての計画となっております。

同時にこの（2）の計画は、別の2つの計画の性質を持っています。1つが、イ「市町村行動計画」です。これに関しましては、育児参加を含めた仕事と子育ての両立支援とか、

地域における子育て支援、あるいは学校教育や青少年の健全育成を含めた子ども・若者の健全育成などを視野に入れた次世代育成支援対策推進法に基づいた市町村行動計画としての位置付けです。もう1点が、ウ「母子保健計画」です。対象としましては、保健医療、食育、思春期の保健までを含んでおり、妊産婦や未就学児を対象とした保健医療といったところが射程になった計画となっています。

この3本を統合した計画になっているというのが、まず「計画の位置付け」となりますが、内容としましては、(3)「計画の内容」に大きく2つ入れておりますので、ご説明させていただきます。

順番が前後してしまっていますが、計画書に記載している順番として、ア「第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」ということで、97ページから載せている内容となります。主な内容は、この計画の98ページに載っている図表を添付しております。内容としては、子ども・子育て支援施策としての保育所等の需要供給とか運営に関するもの、放課後児童クラブ、ショートステイ、ハローべビィ訪問、ファミリー・サポート・センター事業、子育て支援センター、妊婦健診などの地域子ども・子育て支援事業という組み立てがされています。

次に、裏面を見ていただければと思います。イ「第3章 計画の基本的な考え方及び第4章 子ども・子育て支援策の展開」ということで、その全体感の体系図を示させていただいております。まず、目指す姿としての「将来像」、全ての施策に共通する考え方としての「基本的な視点」、個別の施策を束ねる「施策の柱」と、それをまとめた「基本目標」という形でお示ししております。

なお、「基本目標」は1から6までありますが、「基本目標6」については、これまで説明した3本の計画とは別の計画で詳細を説明するという形で、2段構成になっておりますので、主には基本目標1から5までに子ども・子育て支援事業計画の内容は記載されております。

主な施策として体系図で掲載しているのが、下にも記載してあるように、計画の本体の50ページとなります。その次の51ページに、具体的な施策の事例を事業の例として記載しているページがございます。個別の事業はそれ以降に掲載されていますので、別途ご確認いただければと思います。

今回お送りをさせていただいている資料2-2ですが、データ等、一部で差し替えをさせていただいている部分がございます。それは事業報告の際に都度ご報告させていただき

ますが、おわび申し上げます。

子ども・子育て支援事業計画の概要ということでご説明させていただきました。

では、先ほど言いました（3）「計画の内容」のアの部分とイの部分、それぞれ第5章と第4章の進捗状況について、引き続き関係各課からご報告させていただきます。

○事務局（子ども総務課）

それでは、第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度における計画事業の進捗状況についてご説明させていただきます。子ども総務課、佐々木と申します。よろしくお願ひします。

まず、計画事業の進捗状況（令和6年度実績）ということで、資料2-2をお手元にご利用いただければと思います。「『第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画』第5章における掲載事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）令和6年度の取組について」、ご説明をいたします。

この資料につきましては、計画書の104ページから111ページに掲載しております教育・保育の需要量と供給量の実績についてのご報告と、本市が子育て家庭を対象に実施しています11の地域子ども・子育て支援事業の実績と、大きく2つについてご報告をするものでございます。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。「認定こども園（教育利用）及び幼稚園」について、市全域における需給計画と実績を掲載しております。表の上段の網かけをしていない部分が計画になります、下の網かけ部分が実績になっております。

令和6年度については需要量の実績が4502人、これに対する供給の実績については7391人で、需給量の差は、供給が2889人分上回りました。需要に対し、十分な供給量が確保されているという状況でございます。しかしながら、今後、就学前の児童数の減少が見込まれる中で、需給の乖離幅の増大が懸念されているところでございます。今後についても引き続き幼稚園の認定こども園への移行など、子ども・子育て支援新制度への移行支援を進めていきたいと考えております。

続いて、2ページから3ページにかけましては、認定こども園の教育利用と幼稚園についての教育・保育提供区域における4地域別に需給計画と実績を掲載しております。資料にページ数がございませんでしたが、私がページを申し上げてしまい、わかりにくくて申しわけございません。②の東南地区から⑤の北部地区まで、東南地区、西南地区、中部地区、北部地区という4地域に分かれた需給計画と実績を掲載しておりますが、これについ

ての説明は省略をさせていただきたいと思います。

続いて、(2)「認定こども園（保育利用）・認可保育所・地域型保育事業等 ①市全域」というページをご覧いただければと思います。これは市全域の供給計画と実績を掲載しております。これも先ほどと同様ですが、左の上段の網かけをしていない部分が計画となっています。左側の下段が実績、右側の下段が実績の供給差と計画の実績の差を掲載しております。

令和6年度は需要量の実績が8944人、これに対しまして供給の実績は9603人で、需給量の差は、供給が659人上回りました。令和6年度については、令和5年以降、再び待機児童が生じる結果となったことから、認可保育所の令和7年9月の開園に向け、準備を進めるとともに、令和8年4月の開園に向けて、認可保育所の新設、小規模保育事業所の認可化の公募を実施いたしました。今後については、引き続き就学前児童数や保育需要等の動向を見きわめた上で、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

その次のページは、先ほどと同様に、4地域別、東南地区、西南地区、中部地区、北部地区と4ページにわたっておりますが、こちらの計画と実績については説明を省略させていただきます。

続きまして、次のページは、地域子ども・子育て支援事業計画についてでございます。これについては各事業ごとに担当課より令和6年度の取組実績についてご説明をさせていただきたいと思います。

○事務局（保育課）

それでは、(1)「利用者支援事業」の基本型・特定型について、保育課の作井からご説明いたします。

この事業につきましては、新たに保育を希望される保護者の方や入所保留となった児童の保護者の方等へ、保育コンシェルジュが個別のニーズに合った保育サービスの情報提供を行っているものです。令和6年度の実績としましては、「量の見込み」にあるとおり、保育課窓口と湘南台市民センター及び六会と辻堂にある子育て支援センターの計4カ所で相談・支援を実施いたしました。今後も相談者に寄り沿った支援を継続してまいります。

基本型・特定型については以上となります。

○事務局（親子すこやか課）

母子保健型につきまして、親子すこやか課、上林よりご説明いたします。

母子保健型につきましては、南・北保健センターと本庁舎の窓口、計3カ所で、妊娠・

出産・子育てに関する相談など、子育ての支援との連携を通じ、安全な妊娠・出産・育児への切れ目のない支援を実施しております。「量の見込み」としましては、箇所数で報告をさせていただいております。今後も妊娠期から子育て期まで継続した支援を実施してまいります。

○事務局（保育課）

続きまして、（2）「時間外保育事業（延長保育事業）」について、保育課の田遠よりご説明いたします。

この事業については、通常の保育時間、8時間ないし11時間の時間を超えて児童をお預かりする事業となっております。令和6年度の実績は6054人、確保の実績は7044人となっております。今後も引き続き同規模を維持し、事業を実施してまいりたいと考えております。

○事務局（青少年課）

続きまして、（3）「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の整備等について、青少年課の小澤からご説明をさせていただきます。

令和6年度の「量の実績」が4364人でしたので、「量の見込み」の4337人に対して若干上回る形となっております。また、令和6年度の確保の実績が4688人でしたので、見込みである4684人に対して計画どおりに整備することができております。

令和2年度から6年度の整備状況といたしましては、13の児童クラブを新設いたしまして、全体を通して計画どおりに整備することができました。しかしながら、計画に沿ってクラブの整備を進めてまいりましたが、放課後児童クラブの需要は依然として高まっておりまして、待機児童は年々ふえている状況となっております。令和7年度以降は、藤沢市子ども・若者共育計画に基づきまして、待機児童解消に向けて引き続き整備を進めてまいります。

○事務局（こども家庭センター）

続きまして、（4）「子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」について、こども家庭センター、大庭からご説明申し上げます。

子育て短期支援事業は宿泊を伴う預かりになります。子育て中の保護者が、病気、出産、出張、残業、冠婚葬祭などの理由によりまして、一時的にご家庭でのお子様の養育が困難となった場合にお預かりする事業となっております。こちらは2歳以上、12歳以下のお子様が対象になります。

令和6年度の実績につきましては、延べ利用日数が372人日となっておりまして、前年同様の実績となっております。コロナの影響で利用が落ち込んだ時期もございましたが、保護者のお仕事やご病気といった理由により、一定のニーズがあるため、コロナ禍前と同様の利用状況となっております。前年から引き続き事業の周知が図られたことにより、ひとり親家庭の登録が増加し、実績も増加していることから、今後もさまざまな子育て家庭のニーズに対応できるよう継続して事業を実施していく必要があるものと捉えております。

○事務局（親子すこやか課）

（5）「乳児家庭全戸訪問事業」についてご説明いたします。

ご説明する前に、数の訂正がございます。「量の実績」につきましては2740、「確保の内容」としましては2813と、上下で変更して修正していただければと思います。

この事業は、生後4カ月までのお子さんがいるご家庭の全戸訪問事業となっております。「量の実績」としましては、昨年度と比べ、200件近く減少しております。「③確保の内容」としては、出生数となっております。出生数としては減少している状況がありますが、全戸訪問事業の実施率としては97.4%と高い実施率を継続しております。利用者支援事業とあわせて妊娠期から継続した支援を実施してまいります。

○事務局（こども家庭センター）

続きまして、（6）「養育支援訪問事業」について、こども家庭センター、大庭からご説明申し上げます。

養育支援訪問事業につきましては、子どもの養育をする保護者へ支援することが特に必要と認められる家庭が対象となっております。事業の内容といたしましては、出産前の支援が特に必要な妊婦に対して、妊娠期から継続的な支援や、養育者及び子どもへの育児指導、出産後間もない養育者の育児ストレスや産後うつ、育児ノイローゼ等に対する相談、ネグレクトなど、虐待のおそれやリスクを抱えているご家庭に対して、支援・助言等を、訪問によって行っております。関係機関と連携しながら対応している事業になります。

令和6年度の実績につきましては、保健師による専門的支援と、ヘルパーによる家事・育児支援等の利用実績は延べ366人でございました。行政側で支援が必要であるという判断をいたしましたが、保護者側のニーズがない場合や、支援を拒否される場合もございまして、支援につなげることの難しさがございます。支援に至ることが難しいご家庭の場合には、まずは保護者との関係性の構築を目指して、ご家庭の困難となっている困り感に共感しつつ、その後、課題になっている事象と一緒に考えながら課題整理をし、そのご家

家庭ごとに合った助言や支援を行っていくことが大切だと考えております。各家庭によって必要な支援はさまざまでございますが、より効果的な支援が行えるよう、引き続き関係機関と連携強化を図りながら、適切な支援に結びつけていきたいと考えております。

○事務局（親子すこやか課）

続きまして、（7）「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業・つどいの広場事業）」に関してです。この事業に関しては、地域の中で安心して子育てができる支援体制の充実を図るための事業となっております。

令和6年度の実績に関してですが、令和5年度以降、利用者数が多い1カ所の子育て支援センター以外で予約制を廃止したこと、利用者の大幅な増加につながっております。今後といたしましては、子育て支援センター事業及びつどいの広場事業の中で中止していたランチタイムなどを再開し、地域の中で安心して子育てができる支援体制を図っていきながら、それぞれの事業の特色を生かした地域子育て支援拠点事業を行ってまいりたいと考えております。

○事務局（保育課）

続きまして、（8）「一時預かり事業」についてです。保育課の山中と申します。

「①幼稚園が実施する預かり保育事業」につきましては、幼稚園等において基本となる教育時間の前後に実施されている預かり保育についての内容となります。

令和6年度の実績につきましては、「量の実績」の13万7346人に対しましては、「確保の内容」が19万5260人となっておりまして、当該年度において必要となる量の預かり保育が確保されているという状況になっております。今後につきましては、保育需要の高まりに合わせて、預かり保育に対するニーズが高まっている状況にございますので、そのような利用者ニーズに対応するため、預かり保育の確保量の拡充促進に寄与するような施策を検討する必要があると考えております。

○事務局（保育課）

次のページに参りまして、「②幼稚園以外が実施する一時預かり事業」になります。こちらは認可保育所において児童を一時的にお預かりする事業です。令和6年度の「量の実績」につきましては、2万9218人日、確保の実績は4万8555人日となっております。こちらについては令和6年度は2施設ふやしまして21施設、今年度はさらに1施設ふやし、22施設で実施しております。昨年の10月から特別保育予約システムを導入しまして、インターネットで利用の予約ができるようにしております。そういう形で利用

者の利便性の向上と運営法人の負担軽減を図っております。今年度においては、一部の地域において昨年度よりも空きが見られるとのことですので、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

○事務局（保育課）

次のページの（9）「病児保育事業」につきまして、保育課、小鈴から説明いたします。

この表の中には病児・病後児保育とファミリー・サポート・センター事業による病児・病後児利用が記載されていますが、ここでは保育課が所管する病児・病後児保育について説明いたします。この事業は、乳幼児が病気やその回復期にあるため、集団保育は困難であり、保護者が就労などにより、家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に保育を行います。病児保育は、医療機関併設型1施設、認可保育所2施設、病後児保育は、認可保育所2施設で実施しております。

令和6年度の病児・病後児保育事業の利用実績は1111人、確保の実績は6975人です。令和6年12月から西南地区の病後児保育施設が病児保育に移行し、病児保育施設がふえました。今後につきましても、地域のニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、必要な整備を検討してまいります。

○事務局（こども家庭センター）

引き続きまして、同じ（9）「病児保育事業」にございますファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児保育利用部分につきまして、子ども家庭センターからご説明いたします。

ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児利用につきましては、令和2年度18人、令和3年度は21人、令和4年度の11人から、令和5年度は27人、令和6年度は33人のご利用がございました。新型コロナウイルス感染症の影響により、年度によりばらつきもございましたが、一定のニーズもあり、「おねがい会員」、「まかせて会員」の方も体調に留意しながら慎重に対応していただいていることで、活動状況も徐々に戻りつつあり、活動していただいているような状況でございます。今後もお子さんの安全をまず第一に考えつつ、なるべく事業が継続できるように、利用者の方への情報発信に努めていきたいと考えております。

続きまして、（10）「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学児の預かり））」について、引き続きご説明させていただきます。

令和6年度の就学児の預かりにつきましては3690人でございました。令和2年度の

1369人、令和3年度の2692人、令和4年度が3309人、令和5年度が2931人と推移しております、特に放課後等のお迎えやお預かり、習い事等の援助といった件数が増加したことが影響しているものと考えております。

課題と今後の取り組みにつきましては、「まかせて会員」の確保に向けて、さまざまな媒体を利用して、広報、ホームページ、LINE等を活用しながら周知に努めるとともに、会員の負担軽減や休日に研修会を実施するなど、「まかせて会員」の増加につながるよう、周知・啓発とあわせて、受講しやすい環境づくりについても引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○事務局（親子すこやか課）

（11）「妊婦健康診査」についてご説明いたします。

ご説明の前に、数の訂正がございます。「確保の内容」につきましては、4万978件となりますので、ご訂正をお願いいたします。

妊婦健康診査につきましては、1回の妊娠につき上限14回分までの健康診査を実施しております。「量の実績」としましては、昨年度と比較し、2500件程度、減少が見られております。「③確保の内容」としましては、母子健康手帳等の発行数に14回を掛けた数字になっております。母子健康手帳の交付数が減少していることから、「量の実績」は減少しております。今年度途中からでございますが、妊婦健康診査公費負担額についても1万円の追加を実施しており、妊婦健康診査の公費負担額について今後も検討を進めていきたいと考えております。今後も安全な妊娠・出産への支援に結びつけられるよう努めてまいりたいと思っております。

○事務局（子ども総務課）

続きまして、「第4章における掲載事業（113事業）令和6年度の取組について」ということで、資料2-3をご用意いただけますでしょうか。

資料2-3で「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の第4章に掲載した113事業につきまして、令和6年度の取組状況と、令和2年度から令和6年度の取組状況を説明いたします。子ども総務課の齊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、1ページめくっていただきまして、表紙の裏は、第4章に掲載しました113事業に対する各事業の所管課の自己評価の結果を、計画の章別、評価別に集計した一覧表をお示ししております。表の下部に記載された評価基準を参照の上、表の合計欄をご覧ください。

令和6年度につきましては、90%以上を達成したA評価とした事業が、113事業中53事業で、全体の45%を占めました。また、70%から90%未満を達成したB評価とした事業が、113事業中63事業で、全体の53%を占めておりまして、最も多い評価結果となっております。その次、50%から70%未満を達成したC評価、それ以下のD、E評価を含めまして、その評価になりました事業はございませんでした。また、事業の終了や対象者がいなかったなどの理由によって未評価としたものが3事業ございました。

続いて、次のページに移りまして、令和2年度から令和6年度の取組状況の一覧表をご覧ください。こちらも同様に90%以上を達成したA評価とした事業が、113事業中53事業で、全体の45%を占めております。また、70%から90%未満を達成したB評価とした事業が、113事業中63事業で、全体の53%を占め、最も多い評価結果となっております。50%から70%未満を達成したC評価以下、D評価、E評価とした事業は、令和6年度と同様にございませんでした。また、事業終了や対象者などがなかったなどの理由により未評価としたものが3事業ございました。

こちらは評価結果の一覧のみお示ししておりますが、各事業ごとの令和6年度における取組実績と評価等、及び令和2年度から令和6年度における取組実績と評価等につきましては、その次のページ以降に記載されております。

まず、1ページだけおめくりいただきまして、参考に表の見方をご説明いたしますと、一番左に「事業名」、「担当課」、「事業内容」、「取組の方向」が掲載されておりまして、その右に「令和6年度」と「令和2年度から令和6年度」の「取組実績、課題及び今後の事業計画」と「事業達成状況」となっております。

以上で資料2－3についてのご説明を終わらせていただきます。

なお、この後、質疑応答の際に、個別の事業等についてご意見、ご質問がございましたら、事業番号及び事業名を読み上げていただきましてご意見等をお願いいたします。

以上で議事（1）についての説明を終わらせていただきます。

○澁谷委員長

令和6年度に立てた計画と、その実施状況についての概要をご報告いただいたという段階になります。限られた時間になってしまふのですが、今の時点で何かご質問等なさりたいことはございますでしょうか。

資料をご覧いただいている間に事務局に確認したいのですが、これはすごく大事なんで

す。令和6年度は実際どうやってきたのかということで、これは行政側が作成した資料ですが、表には見えていないけれども、このあたりどうなっているのかとか、あるいはこういうふうに評価されているけれども、住民の立場から見ると、実際この辺がまだ足りていないから、そのあたりは十分加味してほしいとかというところは、会議の場で十分ご発題いただくことが大事かと思っております。ただ、今日この後、共育計画の部分の報告もいただからないと議論できないので、そのための時間もとらなければいけないということで、資料のご関心のあるところを見るだけでも、かなり時間がとられそうかなという気がしているのですが、この会議が終わった後に、このあたりは本来会議の中で言いたかったんだということがあった場合には、事務局でお受けいただくと理解してよろしゅうございますか。

○事務局（子ども総務課）

今ご指摘いただきましたとおりで、実は子ども青少年部以外の事業もかなり数が多いということもございますので、いただいたご意見に関しましては担当課と共有もさせていただいて、ご回答を含めてこの会議で共有をさせていただきたいと思いますので、この場に出なかつたとしても受け取りはさせていただきます。

○瀧谷委員長

ありがとうございます。どうしても報告で終わってしまうのは何とかならないかというのは前の期からの大きな課題なので、また後から出てくる部会の活用などもぜひしていきたいと思いますが、そのような形で、今回の会議の時間の中では、お受けできる質問が限られてしまうかなというところをご了解いただいてご協力いただければと思います。

いかがでしょうか。——挙手がないようでしたら、本日のところは、ひとまずこういうご報告をいただいたということで、またご覧いただきながら、部会とか、あるいは会議が終わった後に、このあたりのところはということがあれば、個別にお伝えいただくか、部会の中でお伝えいただくということで、次の議題もご報告をいただくという形でよろしゅうございますか。せかすような形で申し訳ないです。議事（2）も令和6年度の状況についてどうだったかという報告は受けておかなければいけませんので、このような進め方でよろしければ、次に進めさせていただきます。

（2）「藤沢市子ども共育計画」について

ア 第4章における掲載事業（100事業）令和6年度取組について

イ 指標としての「子どもの居場所」の箇所数について

非公開

○瀧谷委員長

議事（2）「『藤沢市子ども共育計画』について」。ア「第4章における掲載事業（100事業）令和6年度取組について」及びイ「指標としての『子どもの居場所』の箇所数について」、説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局（子ども総務課）

お時間のない中で、かなり多い資料を出してしまって申し訳ございません。

引き続きまして、資料3－1「『藤沢市子ども共育計画』について」をご覧いただければと思います。ホチキス止めがしてあるA4の2枚物です。

こちらも昔のというか、昨年度までの計画期間の計画となっています。計画冊子としては、薄い黄色にオレンジ色の文字で書かれた「藤沢市子ども共育計画」となります。資料3－1に沿って説明させていただきます。

（1）「計画期間」です。今お話ししさせていただきましたが、昨年度、令和6年度までということで、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画となっております。先ほどの計画と同様に、計画の位置付けについてご説明させていただきます。

（2）「計画の位置付け」としましては、まず、アは、貧困状態にある子どもが将来に希望を持てるように、教育、生活、保護者の就労など、いわゆる教育・福祉・医療・就労といったさまざまな分野の施策の連携を地域で支援していく子どもの貧困対策についての計画という位置付けになっております。また、この計画は、イ「市町村子ども・若者計画」という形でお示しさせていただいている計画も兼ねています。

「市町村子ども・若者計画」はどういった内容かということですが、貧困ということではなくて、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者を対象としておりますので、「課題」と一方的に言うのはかなり難しいのですけれども、不登校、ひきこもり、非行といったある種の支援をしていく対象を特定するとともに、教育・福祉・医療・就労といった分野を連携させて、地域全体で支援していくという計画になっております。

続きまして、（3）「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画との関係」です。先ほどご説明させていただいた青い冊子と、黄色い冊子の計画の関係性についてご説明させていただきます。

ア「補完する計画」です。「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を補完すると

いう意味についてです。第2期の子ども・子育て支援事業計画には、先ほど基本目標が1から6まであると説明をさせていただいたのですが、その中の6番に「だれひとり取り残さない地域共生の推進」という目標がございます。これを「藤沢市子ども共育計画の中で、6つの基本的な視点と方針に基づいて事業を実施します」という形で、要は藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中身の一部を、黄色い冊子の子ども共育計画が支えているというつくりになっています。

続きまして、裏面をお開きいただきて、(4)「計画の内容」です。こちらも第3章、第4章を通じてということで、「基本的な方向性」、全ての事業に通底している考え方としての「基本的な視点」、課題を解決するための「施策方針」を、先ほどお伝えしたように6個にまとめて、その施策方針を進めるための「施策の柱」をそれぞれに位置付けて事業を進めているという形になっております。

この計画に載せている具体的な事業につきましては、「藤沢市子ども共育計画」の概要版がございます。表紙は同じで、もう少し小さい黄色い冊子、新規の方にはお配りしていますが、そちらの7ページから12ページまでの各章にそれぞれ記載しておりますので、参考までに見ていただければと思っております。

続きまして、資料の2枚目、(5)「計画の指標」です。(5)は子ども共育計画の指標を提示させていただいております。子どもの貧困対策についての計画、あるいは子ども・若者共育計画の中に共有する目標ということで、さまざまな子どもが安心していられる居場所づくりをまず進めていきましょうという視点から、子どもの居場所数、また、子どもの自己肯定感の向上という2点を指標としているところです。

子どもの自己肯定感については、5年おきに小学5年生と中学2年生を対象とする調査を行い、一昨年も小中学校さんに協力をいただいております。ありがとうございます。そちらの評価を入れさせていただいておりますが、子どもの居場所数については、改めてこの計画策定時に把握が必要であると考えて、本市において、それ以降、調査しているものとなっております。

雑駁ですが、「『藤沢市子ども共育計画』について」の説明は以上となります。

引き続き第4章の個別の事業に関する進捗管理とあわせて指標の1つとして提示をさせていただきました子どもの居場所の数について、担当者から説明をさせていただきます。

○事務局（子ども総務課）

続きまして、資料3-2に移ります。「『藤沢市子ども共育計画』第4章における掲載事

業（100事業）令和6年度の取組について」、子ども総務課の齊藤よりご説明させていただきます。

1ページめくっていただきまして、先ほどの「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」と同様、各事業の章別、評価別に集計した一覧表をお示ししております。こちらも表の下部に記載されております評価基準表を参照の上、表の合計欄をご覧ください。

令和6年度の取組状況につきまして、90%以上を達成したA評価とした事業が、100事業中57事業で、全体の53%を占め、最も多い評価結果となっております。また、70%から90%未満を達成したB評価とした事業が、100事業中48事業で、全体の44%を占めております。続いて、50%から70%未満を達成したC評価とした事業が、100事業中1事業で、全体の1%となっております。最後に、事業終了や対象者がなかったなどの理由により未評価とした事業が2事業ございました。

続きまして、次のページの令和2年度から令和6年度の取組状況一覧表をご覧ください。90%以上を達成したA評価とした事業が、100事業中54事業で、全体の50%を占め、こちらが最も多い評価結果となっております。また、70%から90%未満を達成したB評価とした事業が、100事業中51事業で、全体の47%を占めております。続いて、50%から70%未満を達成したC評価とした事業は、100事業中1事業で、全体の1%となっております。最後に、事業終了や対象者がなかったなどの理由により未評価としたものが2事業ございました。

次のページ以降、各事業の表の見方につきましては、先ほどのものと同様ですので、省略させていただきます。

以上で資料3-2の説明を終わらせていただきますが、個別の事業についてご意見、ご質問がございましたら、事業番号や事業名を読み上げていただきますようお願いいたします。

議事（2）のイに係る説明部分のため非公開

以上、議事（2）につきまして説明を終わらせていただきます。

○瀧谷委員長

ご説明ありがとうございました。こちらにつきましても、まずは資料の中身を全部理解しないと質問できないとなると大変ですので、ご自身のご関心とか関連するところ等で、

何かお気づきの点、ご質問なさりたい点はございますか。

○石川委員

共育という部分で私は結構つながりがあって、今、横浜市の青葉区で、共育という感じで、教育機関として、教育クラブというところで働いています。資料3－3の「子どもの居場所の箇所数」のところで、施策方針を見たときに、「好奇心を育てる」という施策方針を入れてもいいくらい、好奇心と子どもの居場所というのは結構つながっていると思っています。要は、子どもの居場所は、ただ滞在する場所とかではなくて、もっと子どもが「また行きたいな」とか「来たいな」と思えるようなおもしろい仕掛けが必要だなと思います。提案とかではないのですが、1つの意見として、好奇心を育てるとかは結構ありなのではないかなと思います。

○澁谷委員長

居場所の質的な部分で、国の大義とかでも「居たい、行きたい、やってみたい」というフレーズみたいなもので居場所が語られることがあって、そのあたりのところが子どもの居場所を考えるときの視点としてしっかりと入っているのかなというのが、少し新しい目としてご意見があったところですが、いかがでしょう。委員の皆様も何か関連するところでご意見とかございますか。小沼委員とか、割とこのあたりは居場所の考え方とかで、前の会議でも話題にはなったと思うのですが、こうした考え方について好奇心を刺激するようなところがすごく大事ではないかという着眼点をいただいたのですが、何かありますか。

○小沼委員

私もすごく同感といいますか、こういった数字で居場所をふやしていくことも本当に大切だとは思っているのですが、おっしゃっていたように、ただ居場所があるだけだと、例えばそこに不登校の子どもたちがいるから行っておいでとか、親御さんがいるから行っておいでと言っても、目的もなく知らない人たちがいるところに行くのはハードルもすごく高いです。その居場所に、先ほどあったような好奇心があふれるような何かがあるとか、そういうところも、難しいのですけれども、ただ数字でふやしていくというだけでもなくて、それと同時に、どういった目的の居場所をふやしていくらいいのかとか、そういうのも一緒に考えていくらいいなというふうに、今お話を聞いて感じました。

○事務局（青少年課）

青少年課長の倉本と申します。貴重なご意見ありがとうございます。青少年課では今年度、子ども・若者共育計画を補完する計画として、子どもの居場所の推進計画の策定をし

ているところでございます。今まさに好奇心というキーワードは非常にいい視点だなということで率直に受けとめましたので、計画づくりの中で、そういった今ご意見のあった視点も含めながら策定を進めていきたいと思っております。

○濵谷委員長

実際に利用される方たち、子どもたちや若者たちの声にはこういうものが聞かれるよというところは十分考えながら居場所計画というのは大事になってくるかなと思います。

そのほか、いかがでしようか。よろしいですか。オンラインの方たちもよろしゅうござりますか。今も報告のような状況になっておりますが、今後に向けてのご意見も少しいただいたところです。何かご感想やご意見があればと思いますが。

もし特にないようでしたら、私も自分の専門領域に近いので、一つ一つ丁寧に話を聞きたいなというところはあるのですが、また個別に気になるところがあれば、事務局とコミュニケーションをとったり、部会の中でお話をいただければと思います。そのような形でご了解をいただきつつ、議事（3）に移らせていただきます。

（3）「藤沢市子ども・若者共育計画」について

ア 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

○濱谷委員長

（3）「『藤沢市子ども・若者共育計画』について」、ア「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」。こちらについて事務局からご説明をお願いします。

○事務局（子ども総務課）

それでは、資料4－1 「『藤沢市子ども・若者共育計画』について」ですが、ホチキス止めのA4で2枚の資料をご覧いただければと思います。先立ってですが、この計画に関しましては、クリーム色の「藤沢市子ども・若者共育計画」という冊子的には一番分厚くなってしまっている冊子になります。あわせて概要版とやさしい版もお配りさせていただいております。では、こちらの説明をさせていただきます。

まず、1 「新たな計画の策定に向けて」ということで、こちらは視点が1個前になってしまふのですけれども、（1）「主な追加要素と根拠」について説明させていただきます。

まず一番大きな内容ですが、ア「こども基本法の施行」が1番に挙げられております。この法令の重要なエッセンスとして、「全ての子どもの意見表明機会の確保」とか、児童の権利に関する条約に規定された内容の確保が位置付けられている。これらの流れから、

子ども施策に関する国の総合計画的な位置付けとして、「こども大綱」あるいは子どもの誕生前から小学校1年生までの約100カ月を対象とした「幼児期までこどもの育ちに係る基本的なビジョン」とか、先ほどお話にありました居場所の関係も、「子どもの居場所づくりに関する指針」が、国で制定されているという状況です。

これらを受けてというところと、追加してイ「児童福祉法／子ども・子育て支援法の一部改正」ということで、母子保健と児童福祉の両機能を統合し、妊娠期から18歳までの全てのこどもとその家庭を対象として、幅広い相談について、包括的に対応するということで、こども家庭センターの設置が、市町村において努力規定として規定化されております。また、子ども・子育て支援事業については、妊婦等包括相談支援事業とか、産後ケア事業等、新しい事業が追加されていったという状況になっております。

(2) 「令和6年度までの計画からの変更イメージ」です。先ほど皆さんにお話をさせていただいた「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」と「藤沢市子ども共育計画」という2つの計画が終わりまして、新しく「藤沢市子ども・若者共育計画」をつくっていくという流れで、変更のイメージを図で入れさせていただきました。

この図は上と下で2段構成になっています。色が薄くて申しわけないのですが、左下の「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」といって、先ほど説明した子ども・子育て支援事業計画、市町村行動計画、母子保健計画を含んだ3つの計画を一体化していますよというのもと、右下の「藤沢市子ども共育計画」ということで、「子どもの貧困対策についての市町村計画」と「市町村子ども・若者計画」の2つを一体化したものをそれぞれ吸収して、かつ「自立促進計画」と「少子化対策を位置づけた計画」という点線で囲んでいる部分になりますが、そちらの部分を追加しているようなイメージになります。

続きまして、2「藤沢市子ども・若者共育計画について」です。(1)「計画期間」は、2025年度(令和7年度)から2029年度(令和11年度)までの5年間の計画ということでお示しさせていただいています。こちらの進捗管理を、次年度以降この会議の中で実施をしていきたいと考えております。

(2)「計画の位置付け」です。こちらは先ほどのイメージ図のとおりですが、ア「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」とイ「藤沢市子ども共育計画」です。先ほどの3本と2本の計画、そちらを構成しつつ、ウ「新たに追加した計画」として、(ア)「市町村こども計画」と(イ)「自立促進計画」を追加したという流れになっております。

ウの(ア)「市町村こども計画」ですが、これについては貧困とか子ども・若者計画、

少子化対策といったことを加味した計画ということで、平仮名書きの「こども計画」となっています。また、(イ)「自立促進計画」は、ひとり親の関係の支援の計画になりまして、内容としては、もともとは前回の計画であるオレンジ色の「藤沢市子ども共育計画」のほうに組み込まれていたものを、改めて今回計画改定する際に位置付けとして挙げさせていただいたという形になっています。

3 「計画の内容」ということで下をご覧いただければと思います。(1)ですが、先ほどと同じで、子ども・子育て支援事業計画の中身を入れさせていただいたものになっています。先ほどの子ども・子育て支援事業計画の第2期の部分で説明したものとフォームが少し変わってはいるのですが、基本的には地域子ども・子育て支援事業の事業数がふえていっているというところでご確認いただければと思っております。また、保育所等に関する需要供給の計画に関しても当然くっついているという状況になっております。

1枚めくっていただきまして、(2)「第3章 計画の基本的な姿及び第4章 施策の展開」ですが、こちらにも同様に体系図を添付させていただきました。「目指す姿」、全ての事業において共有する「基本的な視点」、「基本目標」と「施策の柱」を掲載しております。特に新しい内容としては、「基本目標7」の「子ども・若者の意見表明・意見反映」の部分です。こちらに、子どもの意見表明権とか、市町村が子ども施策に関して子どもの意見を聞くことが義務付けられましたので、それに伴う施策を位置付けたものとなります。

また、少子化対策の一環にもなると考えてはいるのですが、さまざまな家族、働き方とか、家族感とか、どういった生き方をしていくのかというような生きるあり方を考える取り組みということで、「基本目標5」の「柱2」に「ライフデザインを考える機運の醸成」を新たに位置付けまして、今回計画を策定させていただいているという状況です。

個別の事業については後ろのページに一覧で載っておりますので、詳細はそちらをご覧いただければと思いますが、概要版でも個別の主な事業を載せさせていただいております。

雑駁ですが、以上が『『藤沢市子ども・若者共育計画』について』の説明で、こちらが今年度からの計画ということで動いているものになります。

その1つの内容としての支援事業計画の部分で、「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」、引き続き説明をさせていただきます。

○事務局（子ども総務課）

引き続きまして、「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」、説明いたします。
A4判横型の資料4-2をご覧いただければと思います。

平成27年度に施行されました子ども・子育て支援新制度において、従来の認可定員のほかに、新たに利用定員を定めるようになりました。認可定員は、施設の設置に当たり認可された定員で、利用定員については、給付費の単価水準を決めるための定員です。

本市では、平成29年度までは、利用定員は認可定員と同数を基本とすると運用していましたが、新たに開所する認可保育所において、開所後1～2年間は、4歳児、5歳児の定員について充足されない実態が多く、結果として、入所児童数と公定価格の給付における定員に乖離が生じておりました。このため、平成29年度の子ども・子育て会議におきまして、利用定員を設定する際の運用基準を策定いたしまして、以後この運用基準に基づいて、新設される認可保育所の利用定員を設定して、子ども・子育て会議における意見聴取を経た上で決定してまいりました。

本日ご説明させていただきのこ保育園における認可定員及び入所状況については、資料4-2の表の中ほどにお示しをさせていただいております。認可定員90人に対しまして、7月末時点の入所児童数が44人となります。資料下段の囲みの下から3行目に、「藤沢市利用定員の設定における運用基準（抜粋）」をお示しさせていただいておりますが、入所児童数と認可定員数に20人以上の乖離がございましたので、入所児童数44人に10人を加えまして、下1桁を切り上げた60人を利用定員として設定してまいりたいと考えております。

きのこ保育園につきましては9月1日に開所予定となっております。このため、運用基準の最下段の「なお」書き以降になりますけれども、年度途中に新たに開所する認可保育所として、開所月における審査後の状況に対して設定を行ってまいります。

以上で「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」のご説明を終わらせていただきます。

○濫谷委員長

1つは、令和7年度の計画の概要について、それからもう一つが、「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」ということで、この会議体の意見を聞く必要があるというものでございました。何かご意見、ご質問はございますでしょうか。利用定員の設定は、就学前のところの利用定員の設定についても、特段、関係団体の方からご質問等は大丈夫ですか。——よろしゅうございますか。

では、この説明も1回ではなかなか頭に入らないところがあるかと思うのですが、この会議体の中の共通の理解になるものですので、ご報告をいただいたところです。ご質問が

なければ、また回を重ねる中で、大事なところは事務局からも何度か説明をいただいて、しっかりと理解を深めて、またわからないところもしっかりと出せるような形をつくっていければと思っております。議事（3）について特段ご意見、ご質問等がないようでしたら、次に参ります。

（4）「藤沢市子ども・子育て会議」部会の設置について

○澁谷委員長

議事（4）「『藤沢市子ども・子育て会議』部会の設置について」、事務局の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（子ども総務課）

それでは、資料5－1 「『藤沢市子ども・子育て会議』部会の設置について」ということで、資料をご覧いただければと思います。

前年度の3月24日、令和6年度第4回藤沢市子ども・子育て会議の中で、3つの部会を設置していきますということと、「必要・内容に応じて、次に掲げる部会での審議を行なう」ということで提示させていただいております。

部会名を改めて正式にお出ししているのが、（1）「意見聴取・権利部会」、（2）「幼児期までの子ども・子育て支援部会」、（3）「青少年・居場所づくり部会」となります。

基本的には前回の会議体の中で、構成メンバーの考え方についてお示しさせていただいておりますが、今回改めて構成メンバーをお示しいたしました。それぞれ（1）「意見聴取・権利部会」を「意見」、（2）「幼児期までの子ども・子育て支援部会」を「幼児期」、（3）「青少年・居場所づくり部会」を「青少年」という略称で記載させていただいております。

次に、資料5－2 「藤沢市子ども・子育て会議における部会の設置及び運営に関する要領」ということで、事務を進めていく上での要領を記載させていただきました。こちらも案という形で出させていただいており、1条から10条までの細かいところは、一応そういう手続ですよということで見ていただければと思います。

裏面の「別表」ですが、第3条で、部会は別表のとおりとしますよということで、それぞれの部会と所掌事項を記載させていただいております。

1 「意見聴取・権利部会」で今回主に進めていただきたいと思っていることは「子ども・若者の意見聴取・意見反映・社会参画に関する施策等に関する意見提案」と「児童の

権利に関する条約に紐づく施策等に関する意見提案」の2つです。

2 「幼児期までの子ども・子育て支援部会」に関しましては、「妊娠期から乳幼児期・小学校入学までの子ども・子育て支援施策等に関する意見提案」。

3 「青少年・居場所部会」は、(1)として、先ほどご意見の中でありましたが、居場所づくりの推進計画を今年度改定するということで動いていますので、そちらに関する内容となります。(2)としては、青少年の課題です。先ほど言った青少年問題協議会の関係ですが、その部分に入らない課題に関してこちらで議論するということで、3つの部会を立ち上げさせていただいております。

各部会の部会長についてですが、先ほどの資料5－1の2「部会構成メンバー」を載せさせていただいている中で、それぞれ学識の方に部会長をお願いしたいと思っておりますので、そこも含めてよろしくお願いをいたします。12番目から、意見の部会に関して坂本先生、青少年の部会を澁谷先生、幼児期の部会を寶川先生にそれでお願いしたいと考えております。

説明としては以上となります。

○澁谷委員長

本件につきまして、ご意見、ご質問ござりますでしょうか。

○坂本（結）委員

この構成案ですが、これは私は内々にお聞きしましたけれども、皆様は、この内容は各自もうご存じなんですか。それとも今日初めて事務局から提案があったということですか。

○事務局（子ども総務課）

「部会構成メンバー」は前回の3月24日、第4回子ども・子育て会議の中で、各委員の出身団体というか、母体になっている団体を考えて、こちらで割り振りをさせていただいて、前回と基本的には変わっていない形でご提案させていただいております。また、市民公募委員に関しましては、今回、面談でご意見を伺った中での部分を当てはめさせていただいております。

ただ、小学校さんだけ最初は「居場所」の部会に入っていたのですけれども、「子どもの意見聴取」について、小学校においてどのような形で進めるべきなのかというところも含めてご教示いただきたいところもありまして、今回改めて「意見」の部会に入れさせていただきましたが、その部分に関しては、ご検討いただければという部分になりますので、ご確認をいただいてご意見を伺えればと思っております。

○坂本（結）委員

なぜ今そのようなことをお聞きしたかというと、市民公募委員、特に若者枠のお二人については、居場所のほうにかなりご関心を持っていらっしゃるのではないかと先ほども伺っていたものですから、意見のほうに来ていただきたいというお気持ちはわかります。私としても来ていただきたいとは思いますが、ただ、2人そろって来ていただく必要まではないのかな。どちらかというと、今までのご経験を生かして、居場所づくりについてのご意見をいただいたほうが、非常に参考になるのではないかと思った次第です。お二人でよくお考えいただければと思っております。

○澁谷委員長

では、こちらは調整の余地があるというふうに理解してよろしゅうございますか。

○事務局（子ども総務課）

調整させていただきます。

○澁谷委員長

どこかの部会に必ず属していくことになるかと思いますし、全部に参加したいという方もいらっしゃるかもしれません、そのあたりのご意向等を聞きながら、事務局で再調整はあり得るということで了解したいと思います。

ちなみに、どの部会も必ず1回はやるという予定ですかね。

○事務局（子ども総務課）

予定としては、それぞれ1回はやる想定です。今回、居場所に関しては、計画策定の年度になっていますので、ほかの部会よりは数が多いかなという想定をしています。そういった形で取り扱っていただければと思います。

○澁谷委員長

わかりました。私も議長として、全体会だと、なかなか発言しにくい状況が続いていますし、事務局にはお手数をおかけしますが、部会のほうではしっかりご意見を聞く場にしていただければなと思っておりますので、ぜひご工夫をお願いいたします。

そのほか、何かございますか。（4）につきましても、もしご質問等ないようでしたら、次に参ります。

6 その他

○澁谷委員長

次第6 「その他」です。その他について委員の皆様や事務局からございますでしょうか。

○事務局（青少年課）

青少年課の小澤と申します。お手元にチラシのコピーを置かせていただいております。今週開催いたしますワークショップのチラシなんですが、ございますでしょうか。

では、お時間を少しだけ頂戴いたしましてご案内をさせていただきます。今年度、青少年課では、先ほどもありましたとおり、藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の策定に向けて、取り組みを行っているところです。その一環として、「居たい、行きたい、やってみたい」を大切にした子どもの居場所づくりを進めていくということで、子どもの居場所を考えるワークショップを開催してまいります。

このワークショップは、ボードゲームを通じて、子どもの居場所を運営する非営利団体ボドツナの長山氏のご協力のもとで、ボードゲーム形式でアイデアを出し合いながら、理想の居場所について楽しく考えていくといった内容になっています。日時は今週の21日（木）からと、22日（金）10時からで、会場は藤沢市民会館の第2展示ホールとなっております。見学していただくことが可能となっておりますので、お時間があります方は、ぜひお越しいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○瀧谷委員長

その他、何かインフォメーションはございますか。

ないようでしたら、最後に、事務局からの事務連絡に移りたいと思います。お願ひいたします。

○事務局（子ども総務課）

本日はお忙しい中、藤沢市子ども・子育て会議にご出席いただき、ありがとうございました。

会議冒頭でも申し上げましたとおり、資料3－4につきましては、本日、会議室7－1でご参加いただいている方は、机上に置いてお帰りいただきますようお願ひいたします。

それともう一点、子ども・若者共育計画についてご説明があった際に、新たに委員となられた方に、机上に冊子がなかったかと思いますので、この後お配りさせていただきます。失礼いたしました。

次に、次回の会議の日程をお知らせいたします。次第の1ページの下段に会議日程を記載しておりますが、第2回会議は2025年11月を予定しております。詳細の日時が確定いたしましたら、後日メールにてご連絡さしあげますので、よろしくお願ひいたします。

また、新たに委員となられた方で、報酬の支払いに係る書類をお持ちいただいた方は、後ほど齊藤までお持ちいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

最後に、本日、駐車券をお持ちの方がいらっしゃいましたら、会議終了後、事務局の中谷までお持ちくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○濫谷委員長

これで本日の日程は全て終了いたしました。なかなかご発言いただく機会がなかったのが本当に申し訳ないなと思っております。年間を通して、ぜひ皆さんの意見を聞いていければと議長としても思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上